

教 生 学 第 5 2 1 号

平成 25 年 10 月 22 日

各教育局長 様

学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

平成 25 年度女性に対する暴力の予防啓発のための研修について (通知)

このことについて、内閣府男女共同参画局推進課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別添写しのとおり、依頼がありました。

つきましては、管内の道立学校及び市町村教育委員会へ周知するとともに、予防啓発教材や指導者用DVDを活用するなど女性に対する暴力の予防啓発に積極的に取り組むよう指導願います。

(生徒指導・学校安全グループ)



事 務 連 絡

平成 25 年 10 月 9 日

各都道府県教育委員会主管課長
各指定都市教育委員会主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の主管課長

殿

内閣府男女共同参画局推進課
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成 25 年度女性に対する暴力の予防啓発のための研修について (依頼)

平素より、男女共同参画社会の形成の促進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、平成 20 年度及び 21 年度に、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発プログラムと教材の開発を進め、22 年度に予防啓発教材、指導者用 DVD、指導者用手引を作成しました。

平成 22 年度から 24 年度には、若年層にとって指導的立場にある方々を対象とした研修を全国で実施するなど、これら教材の積極的な活用を呼びかけています。

平成 22 年 12 月に閣議決定された第 3 次男女共同参画基本計画においては、「暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る」としており、平成 25 年度においては、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある方々に加え、高校生及び大学生等若年層に対しても、別添のとおり、研修を実施しますので、参加について積極的に検討いただくようお願いします。

また、若年層にとって指導的立場にある方々である域内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の校長を始めとする教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等並びに在校生に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、今後は電子メールを利用した情報提供に移行することを考えていることから、差し支えなければ裏面のとおり、御担当者の電子メールアドレスをお知らせいただきますようお願いいたします。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

代表電話 03-5253-2111

(内線 83736、83737)

ファクシミリ 03-3592-0408

メー ル i.danjo-e-vaw@cao.go.jp